

平成 27 年度飯綱町社会福祉協議会事業計画

新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）がいよいよ始まります。

そこでは、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要介護者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指しております。

特に、要支援者等への支援の枠組みが平成 29 年までに市町村へ完全移管される中で、住民や企業の参画のもとでの支え合いの仕組みづくりが求められており、この構築は社協の本来の業務とも言えます。今まで培ってきた地域福祉活動のノウハウを最大に活かし行政とのパートナーシップのもと基盤づくりを進めてまいります。

介護保険事業は、介護報酬が減額され経営はますます厳しいものとなっております。特に小規模通所介護事業所は、減額幅が大きく予防介護の制度見直しと相まって早急な対応が迫られております。サテライト型への移行・地域密着サービスへの移行・統廃合といくつか選択肢のある中で将来の経営を考えた今後の方向性を示してまいります。

国は、支援の大きな柱に一般市民の参画や助け合いを位置づけました。本年度は、活動する「場づくり」「人づくり」「雰囲気づくり」をベースに地域福祉事業を展開してまいります。さらに飯綱町では 27 年度において第 3 次地域福祉計画の策定が予定されております。社協は、地域福祉活動計画実施中間年ではありますが地域福祉計画と歩調を併せ地域福祉活動を策定してまいります。

人口の減少、高齢化の要因の一つに未婚者の増加が考えられます。26 年度も一定の成果が得られている結婚相談事業については、27 年度は更に町から受託のもと、相談支援体制の整備と地元企業等の協力をいただくなど社協の特性を最大限活かし重点事業として進めてまいります。

1. 法人運営

■総務企画運営

1. 総務企画力の強化
2. 発展強化計画の推進

2. 社会福祉を目的とする事業の企画・実施（単位：千円）

■総合的企画

1. ふれあい広場の企画実施（350）
2. 福祉フォーラムの企画実施（155）
3. 飯綱町地域福祉活動計画の推進
4. 地区福祉推進委員会の事業推進（398）
・福祉のまちづくり事業（825）[○]

■高齢者福祉

1. 一人暮らしなど高齢者の交流事業（わらび会）の開催（100）
2. おせち料理の宅配事業（180）
3. いきいきサロンの推進（600）
4. いきいきサロン全員集合（連絡調整会）の開催（80）
5. 介護用品の斡旋販売事業
6. 福祉用具の貸出事業（車椅子）
7. 老人クラブ連合会への協力

■障害者福祉

1. 北部地区障害者自立支援協議会への協力
2. 飯綱町障害者 J V 会議への協力
3. 身体障害者福祉協会への協力

4. 手をつなぐ育成会への協力
5. 知的障害者等社会参加推進事業（スポーツおもしろプログラム）（120）
6. 共同募金福祉車両貸出事業（178）

■青少年健全育成及び福祉教育

1. があたく塾の開催
2. 高校生ボランティアへの協力
3. 各校の総合的学習の授業への協力
4. 福祉普及校の指定（小学校 4 校・中学校 1 校・高校 1 校）（180）
5. 幼児・児童・生徒との各種交流の促進

■その他

1. 災害援護事業（災害救援体制の整備）
2. 日本赤十字社事業への協力
3. 日赤奉仕団活動への支援
4. 環境活動への支援
5. 戦没者追悼式への協力
6. 遺族会への協力
7. NPOの支援
8. 町内福祉施設及び事業者との積極的関係の構築

3. 福祉に関する活動への住民参加のための援助

1. ボランティア活動・市民活動等への相談コーディネート活動
2. 地域防災・救援活動の推進
3. 有償福祉サービスの研究及び実施
4. 地区懇談会等の開催
5. 広報紙（ふれあいぼけっと）による情報の提供（870）

4. 福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

1. 介護サービス提供等に関する調査
2. 各種ニーズ調査
3. 広報紙の発行
4. ホームページによる情報の提供
5. 地域協働による地域福祉推進活動への助成

5. ボランティア及び町民活動の振興（福祉人材育成）

1. ボランティアセンターの運営
2. 各種ボランティア活動への支援
3. ボランティア養成講座（ボランティアスクール）の開催
4. ボランティアステップアップ講座の開催
5. ボランティア連絡会への活動支援（250）
6. 先進地・他施設等の交流視察研修
7. ボランティアセンター運営委員会の設置（84） ㊦

6. 保健、医療、社会教育と関連する事業との連絡

1. 医療と介護の調整会議等への参加
2. 民生委員会への出席
3. 公民館事業への協力

7. 共同募金事業への協力

- 1 世帯1,000円（目標）の共同募金の実施

8. 居宅介護支援事業

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、適切なサービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

基本サービス

1. 要支援者・要介護者の身体の状況を踏まえ、本人並びに家族の意向を尊重した保健・医療・福祉サービスの提供に向けた居宅サービス計画の作成
2. 介護予防支援業務受託
3. 住宅改修、福祉用具についての相談、斡旋
4. 介護相談、助言事業

重点目標

利用者が自立し、安心して生活を営むことができるように、自己決定を尊重し、自立支援の目標に向かい支援する。

次期制度改正を見据え、医療機関や介護サービス事業所及びインフォーマルサービスと、チームケアとして連携を図っていく体制を構築する。

提供時間

月～金曜日(但し、祝祭日は除く) 午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分

9. 訪問介護事業（ホームヘルパー派遣事業）

基本方針

利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視した支援をする。

基本サービス

○身体介護に関すること

1. 入浴の介助・身体的清拭・歯磨きの介助・足浴等
2. 食事の介助・服薬の介助等
3. 着替えの介助
4. 排泄の介助、オムツの交換等
5. 移動の介助・通院の付き添い等
6. その他身体の介護に関すること

○生活支援に関すること（利用者のみで家族との共有部分には行えない。）

1. 買い物・調理
2. 掃除・洗濯等
3. その他日常生活に必要なこと（但し障子貼りや大掃除、庭の草取りは日常生活には入らない。また、生産行為は除く。）

○相談に関すること

重点目標

重度な要介護状態となっても、住み慣れた自宅で利用者が思い描いた暮らしが送れるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けてサービスの検討をし、その一翼を担う。

関係機関と情報の共有と連携に努め、共通の視点でケアサービスが提供できるようにする。

提供時間

365 日 午前 6 時～午後 22 時

10. 通所介護事業（飯綱町デイサービスセンター「ふれあいの園」）

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

中重度の利用者を受け入れる体制を作り、自立支援、在宅支援、生活機能支援ができるよう、働きかけていく。過剰介護を予防し、生活機能を改善するために送迎から送迎までのすべてを機能訓練としていく。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前7時～午後8時までの間に、最大12時間まで延長可能）

利用定員

1日 40名

年間事業

誕生会・お花見・遠足・クリスマス・忘年会・おたのしみ昼食会・買い物ツアー

11.通所介護事業（さみずの郷）

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

介護・車輛事故を無くし、利用者の気持ち、行動を予測しケアする
安心して過ごして頂けるように、個々に寄り添った支援をする

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前7時～午後8時までの間に、最大12時間まで延長可能）

利用定員

1日 14名

年間事業

誕生会・お花見・遠足・クリスマス・忘年会

12.通所介護事業（むれデイサービスセンター）

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常

生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

リハビリマシンを活用し、心身機能の向上で自分らしく、いきいきと過ごしていただくケアを目指す

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前7時～午後8時までの間に、最大12時間まで延長可能）

利用定員

1日 45名

年間事業

お花見・ミニ運動会・文化展・ゆず湯・お誕生会等

13.通所介護事業（宅老所「よってけ家」）

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

利用者一人一人のニーズを明確にし、どの職員が対応にあたって個々の実情に添った一定以上のサービス提供が出来るように努める。

小規模ならでの、家族的で安心出来るサービス提供に努める。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前7時～午後8時までの間に、最大12時間まで延長可能）

利用定員

1日 10名

年間事業

誕生会・お花見・遠足・西黒川区との交流等

14.通所介護事業（りんごパーク）

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.相談・助言

重点目標

パパワーリハビリテーションのマシントレーニングを中心とした運動プログラムにより、要支援者等の介護予防、転倒予防また自立支援を行う。加えて居宅での暮らしにも目を向け「日常生活動作」だけでなく「手段的日常生活動作」にも着目し、できる限り自立した生活が送れるよう支援する。

サービス提供時間

月～土曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

- ① 午前9時00分～午後0時30分
- ② 午後1時30分～午後5時00分

利用定員

1単位 10名

15.認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム「わが家」）

基本方針

利用者の心身の特性を踏まえ、家庭的な雰囲気の中でその有する能力に応じ日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の不安解消と心身の機能維持ならびに家族の心身の負担軽減に努める。

基本サービス

1. 身体の介護
2. 精神的支援
3. 日常生活の支援

重点目標

職員一人一人がしっかりと知識と技術を身につけ、専門職として入居者ひとりひとりの個性に沿った支援をする。加えて、地域住民と協力しながら、生活感あふれるケアを目指す。また、地域に必要とされる施設運営を行う。

入居定員

18名（1ユニット9名×2ユニット）

年間行事等

家庭で行われる年中行事
簡単な農作業等

付随する事業

短期生活共同生活介護事業（入居定員を超えない範囲で最大2名）
共用型認知症対応型共同生活介護（最大3名）

16.障害者居宅介護等事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）

基本方針

障害者（児）の居宅における生活の質の確保を重視した支援をし、自立と社

会参加を図る。

基本サービス

○身体介護に関すること

1. 入浴の介助・身体の清拭・歯磨きの介助・足浴等
2. 食事の介助・服薬の介助等
3. 着替えの介助
4. 排泄の介助、オムツの交換等
5. 移動の介助・通院の付き添い等
6. その他身体の介護に関すること

○生活支援に関すること（利用者のみで家族との共有部分が行えない。）

1. 買い物・調理
2. 掃除・洗濯等
3. その他日常生活で必要なこと（但し障子張りや大掃除、庭の草取りは日常生活には入らない。また、生産行為は除く。）

○相談に関すること

重点目

地域で暮らす障がい者（児）のニーズが多様化してきている中で、そのニーズに応えられるように、関係機関と連携をとりながらサービス提供体制の整備をする。また、生活の質の向上に向け、職員一人一人のスキルアップを図る。

提供時間

365日 午前6時～午後10時

17.障害者基準該当生活介護・自立訓練事業（ふれあいの園・むれデイ・さみずの郷）

基本方針

介護保険通所事業所を活用し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.機能訓練サービス
- 4.送迎サービス
- 5.入浴サービス
- 6.食事サービス
- 7.相談・助言

重点目標

利用者一人一人のニーズを明確にし、どの職員が対応にあたって個々の実情に添った一定以上のサービス提供ができるように努める。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）
午前9時～午後5時

利用定員

1日 10名

年間事業

誕生会・お花見・遠足・西黒川区との交流等

18.障害児基準該当放課後等デイサービス事業（ふれあいの園）

基本方針

介護保険通所事業所を活用し、利用者が社会との交流を図ることができるよう、

個々の身体および精神の状況並びに置かれている環境に応じて、日常生活上の援助を行う。また、その家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.送迎サービス
- 4.入浴サービス
- 5.食事サービス
- 6.相談・助言

重点目標

利用者一人一人のニーズを明確にし、どの職員が対応にあたって個々の実情に添った一定以上のサービス提供ができるように努める。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）
午前9時～午後5時
1日 2名

年間事業

誕生会・お花見・遠足・お楽しみ昼食

19.介護予防地域支援事業及び飯綱町委託事業

配食サービス

食事サービスが必要な人に対し、月～日曜日の朝昼夕の3食を提供
利用料 500円（おかずのみ450円）

家族介護支援事業

老いの支度講座の開催
飯綱町地域生活支援サポーター養成講座の開催 ㊦

在宅介護者リフレッシュ事業

日帰り小旅行
介護者交流事業

結婚相談所運営事業

介護予防支援事業

認知性高齢者やすらぎ支援事業

緊急宿泊支援事業

20.福祉移送サービス事業

概ね、車椅子利用者に対し、月～土曜日 午前9時～午後4時まで実施
利用料、町内1回300円、町外1kmつき50円

21.福祉サービス利用援助事業

- 1.日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
- 2.日常金銭管理事業
- 3.第三者委員会の運営
- 4.生活困窮者つなぎ資金（300） ㊦

22.その他

生活福祉資金の貸付業務